

事 務 連 絡
平成19年 4 月 25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

韓国産健康食品の取扱いについて

いわゆる健康食品の取扱いについては、平成17年5月27日付け食安輸発第0527006号にて通知しているところです。

今般、医薬品成分が検出されたとして厚生労働省ホームページに掲載されている製品が食品として我が国に輸入されていた事例が確認されたところです。

については、下記製品の輸入届出等がなされた場合には、当該製品は薬事法の規制を受けるべきものであり、輸入届出の対象ではないこと等を指導するようお願いいたします。

記

- 1 製造者名等
BBDD CO. , LTD.
45-24, GUNJA-DONG, KWANGJIN-GU SEOUL, KOREA
- 2 製品名
ピアリス (New ピアリス)